

田 辺 三 菱 製 薬 株 式 会 社

1. 会社の概要

- (1) 会 員 名：田辺三菱製薬株式会社
- (2) 所属部会：関東化学第二部会
業 種：医薬品事業
- (3) 資 本 金：500億円
従業員数：6,266名
(本体のみ，2008年3月31日現在)

(4) 営業品目：

医療用医薬品：主要製品「レミケード」(クロール病，関節リウマチ等治療剤)，「ラジカット」(脳保護剤)，「アンプラーグ」(抗血小板剤)，「ウルソ」(肝・胆・消化機能改善剤)，「タリオン」(アレルギー性疾患治療剤)，「タナトリル」(高血圧症治療剤)等

一般用医薬品；主要製品「アスパラ」(ドリンク剤，点眼薬等)，「ナンパオ」(生薬製剤等)，「スマートアイ」(点眼薬)等

その他：化成品・医薬品原末等

(5) 基本理念，経営方針：

当社は，2007年10月1日に旧田辺製薬株式会社と旧三菱ウェルファーマ株式会社が合併して誕生した。当社は，医薬品の創製を通じて，患者さんの健康を守り，豊かな生活に貢献するという普遍の価値観を基本として，新たな成長を果たし，国際創薬企業として，広く社会から信頼される企業を目指している。

企業理念：医薬品の創製を通じて，世界の人々の健康に貢献します。

めざす姿：国際創薬企業として，社会から信頼される企業になります。

(6) シンボルマーク：



シンボルマークの形は，世界の人々の健康をやさしく包み込む手のひらであり，国際創薬企業として成長する当社の未来への広がり，無限の可能性を象徴している。

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

「知的財産部」は，製造・研究・開発・営業等の本部には属さず，部門横断的，戦略的な働きを担うコーポレート機能の部署として社長直属の組織に位置し，担当役員（常務執行役員）が所管する独立した部署となっている。

(2) 構成及び人員

知的財産部長の下，①企画・契約G②知財第1G③知財第2G④管理・商標Gの4グループ，総勢36名（2008年10月1日現在）の人員が在籍している。

(3) 沿革

2007年10月の合併により，旧両社にあった知的財産部の機能を統合し，知的財産の出願・権利化・維持保全，他社権利の調査・判断，技術契約の起案・審査・交渉といった知的財産の創生から活用までの役割を担っている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産部のミッション

医薬品の研究開発は1万9千分の1の成功確率といわれており、1製品が上市に至るまでには9年から17年、約500億円（製薬協調べ）といった膨大な時間と研究開発投資が必要となる。このため研究開発・事業化を進める製品については、その上市後もこれらの投資を回収するために十分な期間、排他力のある知的財産権が存在することが必須である。

知的財産部のミッションとしては、このような医薬品の研究開発から製品育成までの長い期間、幅広い領域において、経営方針や研究開発戦略、製品戦略に合致した知的財産戦略を策定し、①自社知的財産権の確立②他社権利の抵触回避・権利化阻止③知的財産権の効率的運用④導入・導出・共同研究等による知的財産の戦略的活用を実行することを掲げている。また、経営方針や部門の方針に連鎖して、知的財産部としても半期毎及び中長期の目標設定を行い、各G、各要員の目標設定に結び付け、実行している。活動結果については、半期毎に経営執行会議に知的財産部の活動報告を行っている。

(2) グループ会社との連携

当社は、三菱ケミカルホールディングス（MCHC）グループの1員として、三菱化学、三菱樹脂等のMCHCグループ各社と知的財産部門間の情報交換を行っている。

また、当社自身の子会社、グループ会社に対しては、出願、管理等の知的財産業務を受託し、また知的財産や関連契約に関する相談に対応す

る等様々な支援を行い、グループとしての知財力の強化に努めている。

(3) 外部活動

当社知的財産部は、日本知的財産協会（特許・国際・ライセンス・バイオテクノロジー委員会）や日本製薬工業協会（知的財産委員会）、大阪医薬品協会（特許・商標委員会）等の団体に加盟し、またこれらの専門委員会に委員をおくり、医薬業界・産業界としての知的財産活動に積極的に参画・関与している。

4. 今後の課題（計画、希望）

(1) 合併シナジー

旧両社の知財業務フローの統合や、知財管理システムの統合等、合併後1年かけて達成してきた。今後は、この新しいシステムや統合されたフローを用いて、より戦略的な活動を行い、成果を生み出していくことが求められる。

(2) グローバル要員の育成

大型医薬品の成功には米欧での開発・事業化が必須であり、これは一方では様々な知財・法務リスクに晒されることになる。グローバルな知財業務に精通し、これを実行・管理できる要員の育成を計画的に行っていく。

(3) 教育・研修

知財力の強化は、知財部員の教育だけで済むものではなく、研究者から営業担当まで全社的に知的財産に関する意識を高め、他人ごとではなく自己の仕事に関連あるものとして関与してもらうことで初めて可能となる。このために社内への知財教育・研修制度も充実していく。

（原稿受領日 2008年10月3日）